教育公務員特例法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十七号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律

（教育公務員特例法の一部改正）

第一条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

第二十一条第二項中「、教育公務員」の下に「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）」を加える。

第二十二条の次に次の四条を加える。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二条の二　文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2　指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二　次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三　その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第二十二条の三　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4　独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

（教員研修計画）

第二十二条の四　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2　教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二　任命権者実施研修の体系に関する事項

三　任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四　研修を奨励するための方途に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（協議会）

第二十二条の五　公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　指標を策定する任命権者

二　公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三　その他当該任命権者が必要と認める者

3　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十三条第一項中「政令で指定する」を「臨時的に任用された者その他の政令で定める」に、「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第二十四条の見出しを「（中堅教諭等資質向上研修）」に改め、同条第一項中「公立の小学校等の教諭等」の下に「（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に」を削り、「教諭等としての資質」を「公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質」に、「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第二項中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の三を第二十五条の二とする。

附則第六条中「第二十五条の二及び第二十五条の三」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条（見出しを含む。）中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の」及び「（以下「指定都市」という。）」を削り、「政令で指定する」を「臨時的に任用された者その他の政令で定める」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例）

第四条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

（教育職員免許法の一部改正）

第二条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項各号中「外国語に」を「各外国語に」に改め、同条第六項第一号中「及び体育」を「、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）」に改める。

第九条の三第四項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。